

# 岡山県公報

発行  
岡山県岡山市山下  
二丁目4番6号  
定価 1箇月2,330円

## 目次

規則	告示
岡山県工事執行規則の一部改正……………三三	岡山県企業立地資金融資制度要綱の一部改正……………二四
（県例規集登載）	（県例規集登載）
指定居宅サービス事業者の廃止……………二四	指定居宅サービス事業者の指定……………二四
土地改良事業計画の変更の同意……………二五	字の区域・名称の変更……………二五
岡山県希少野生動植物保護基本方針の公表……………二五	家畜検査の実施……………二五
道路の区域変更……………二五	道路の供用開始……………二五
特定施設の設置許可申請……………二五	
土地改良区役員の退任届……………二六	土地改良事業の工事完了……………二六
土地改良事業換地処分……………二六	県営土地改良事業換地処分……………二六
岡山県土地利用基本計画の一部変更……………二六	大規模小売店舗の変更の届出の総覧……………二六
平成十五年度後期技能検定の合格者……………二七	企業局
岡山県電気事業保安規程の一部改正……………二七	公安委員会
	（県例規集登載）
	拡声機等による暴騒音規制条例に基づく地域の指定の一部改正……………二七

## 規則

●岡山県規則第十七号  
岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年三月二十二日

岡山県知事 石井正弘  
岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。  
第四条中「（昭和二十四年法律第百号）」を削る。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、契約書の作成期限の日が岡山県の休日（平成元年岡山県条例第二号）第一条に規定する県の休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日をその期限の日とする。

様式第一号第三十四条の項中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、「前項」を「第4項」と改め、5を6項とし、4を5項とし、3を4項とし、2を3項とし、1を2項とし、次のとおりを加える。

5 乙は、第3項の中間前払金の支払を選択した場合においては、会計年度を越えて施工する工事について各会計年度末において請求する場合を除き、第37条の部分払を請求することができない。

様式第一号第四十六條の項の次の一項を加える。

第46条の2 甲は、乙（乙が共同企業体を結成している場合は、その構成員を含む。以下この条において同じ。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3又は第54条第1項若しくは第2項の規定による審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項の期間内に提起しなかつたとき。

(2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項の審判手続の開始を同項の期間内に請求しなかつたとき。

(3) 乙が、独占禁止法第77条第1項の規定により審判の取消しの訴えを提起し、当該訴えを却下し、又は棄却する旨の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人である場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

様式第一号第四十七條の項中「間は、」の次に「第46条第1項及び」を加え、同条第49条の項中「第46条」の次に「又は第46条の2」を加え、同条第50条の項の次の一項を加える。

（賠償の予約）

第50条の2 乙は、甲が第46条の2第1項の規定により契約を解除することができる場合においては、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、請負代金額の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後と同様とする。ただし、同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合で、その審決の対象となる行為が不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙が共同企業体を結成している場合で、かつ、既に解散しているときは、第1条第12項の規定にかかわらず、甲は、当該共同企業体の代表者であつた者又はその構成員であつた者に同項の賠償金の支払を請求することができる。

- る。この場合においては、当該共同企業体の代表者であつた者及びその構成員であつた者は、連帯して当該賠償金を甲に支払わなければならない。
  - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- 附則
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
  - (経過措置)
  - 2 この規則の施行の日前に締結した請負契約(同日前に落札者又は契約の相手方を決定したものを含む。)に係る工事については、なお従前の例による。

告 示

●岡山県告示第百五十八号

岡山県企業立地資金融資制度要綱(昭和五十八年岡山県告示第百三十六号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

第二条第二号中「電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九年政令第三百四十号)第一条第一項第二十号に規定する発電用施設の周辺地域」を「発電用施設の設置がその区域内において行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域」に改め、同条第五号中「平成五年総務庁告示第六十号」を「平成十四年総務省告示第百三十九号」に、「十二から三十四」を「九から三十二」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 事業地域

電源立地地域対策交付金交付規則(平成十六年文部科学省告示第二号)第三条第七号に規定する事業地域をいう。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

●岡山県告示第百五十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の事業を廃止した旨の届出があった。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 区分

指定居宅サービス事業者

二 事業所の名称及び所在地

(1) 名称 訪問看護ステーションリボン

(2) 所在地

岡山県浅口郡寄島町七五四三一一

三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

医療法人社団 よりしま中西医院

(2) 所在地

岡山県浅口郡寄島町七五四三一一

四 廃止年月日

平成十六年二月九日

五 介護保険事業所番号

三三六二七九〇〇四四

六 サービスの種類

訪問看護

●岡山県告示第百六十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文、第四十六条第一項又は第四十八条第一項第一号若しくは第三号の規定により、次の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設を指定した。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 区分

指定居宅介護支援事業者

二 事業所の名称及び所在地

(1) 名称

アイリスケアセンター岡山南 居宅介護支援事業所

(2) 所在地

岡山県岡山市新保一一六〇一三 フェニックスIIビル

三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社 ニチイ学館

(2) 所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

四 指定年月日

平成十六年三月一日

五 介護保険事業所番号

三三七〇一〇五九一二

一 区分

<p>一 区分 指定居宅サービス事業者</p>	<p>二 事業所の名称及び所在地 (1) 名称 介護センター 桃の里 (2) 所在地 岡山県岡山市蕃山町二番一二号ホームエストハイツ蕃山町三〇一</p> <p>三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 (1) 名称 株式会社 ピア・ライフ (2) 所在地 岡山県岡山市高柳西町二一番四号</p> <p>四 指定年月日 平成十六年三月一日</p> <p>五 介護保険事業所番号 三三七〇一〇五八六二</p> <p>六 サービスの種類 訪問介護</p>
<p>一 区分 指定居宅サービス事業者</p>	<p>二 事業所の名称及び所在地 (1) 名称 シルバーステーション (2) 所在地 岡山県岡山市大内田一二七六</p> <p>三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 (1) 名称 有限会社ドゥコムネット (2) 所在地 岡山県岡山市箕島二五四七一一</p> <p>四 指定年月日 平成十六年三月一日</p> <p>五 介護保険事業所番号 三三七〇一〇五八七〇</p> <p>六 サービスの種類 訪問介護</p>

<p>一 区分 指定居宅サービス事業者</p>	<p>二 事業所の名称及び所在地 (1) 名称 アサヒケアセンター 岡山 (2) 所在地 岡山県岡山市大福三四六一一</p> <p>三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 (1) 名称 旭交通 株式会社 (2) 所在地 岡山県倉敷市中畝七丁目四一三三</p> <p>四 指定年月日 平成十六年三月一日</p> <p>五 介護保険事業所番号 三三七〇一〇五八八八</p> <p>六 サービスの種類 訪問介護</p>
<p>一 区分 指定居宅サービス事業者</p>	<p>二 事業所の名称及び所在地 (1) 名称 アイリスケアセンター 岡山南 (2) 所在地 岡山県岡山市新保一一六〇一三 フェニックスIIビル</p> <p>三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 (1) 名称 株式会社 ニチイ学館 (2) 所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地</p> <p>四 指定年月日 平成十六年三月一日</p> <p>五 介護保険事業所番号 三三七〇一〇五八九六</p> <p>六 サービスの種類 訪問介護</p>



<p>(2) 所在地</p> <p>(1) 名称 総合福祉ツクイ倉敷連島デイサービスセンターふれあい</p>	<p>一 区分 指定居宅サービス事業者</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p>	<p>六 サービスの種類 訪問介護</p>	<p>三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(1) 名称 有限会社 オーエムティーサービス</p> <p>(2) 所在地 岡山県和気郡和気町藤野八〇</p> <p>四 指定年月日 平成十六年三月一日</p> <p>五 介護保険事業所番号 三三七二二〇〇五七八</p>	<p>三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(1) 名称 ヘルパーステーション ハーモニー</p> <p>(2) 所在地 岡山県和気郡和気町藤野八〇</p> <p>四 指定年月日 平成十六年三月一日</p> <p>五 介護保険事業所番号 三三七〇四〇〇七一九</p>	<p>三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(1) 名称 株式会社 健創舎</p> <p>(2) 所在地 岡山県倉敷市笹沖二七―三</p> <p>四 指定年月日 平成十六年三月一日</p> <p>五 介護保険事業所番号 三三七〇四〇〇七一九</p>
--	--	---------------------------	--	--	---

<p>(2) 所在地</p> <p>(1) 名称 医療法人 豊医会 通所介護 こまち</p>	<p>一 区分 指定居宅サービス事業者</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p>	<p>六 サービスの種類 通所介護</p>	<p>三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人 ケアセンター絆</p> <p>(2) 所在地 岡山県赤磐郡瀬戸町江尻一七七八番地の二</p> <p>四 指定年月日 平成十六年三月一日</p> <p>五 介護保険事業所番号 三三七二二〇〇八六九</p>	<p>三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(1) 名称 みえさんちの家</p> <p>(2) 所在地 岡山県赤磐郡瀬戸町江尻一七七八番地の二</p> <p>四 指定年月日 平成十六年三月一日</p> <p>五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇三四六九</p>	<p>三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(1) 名称 株式会社 ツクイ</p> <p>(2) 所在地 神奈川県横浜市港南区上大岡西二丁目六―一 ゆめおおかオフィスタワー一六階</p> <p>四 指定年月日 平成十六年三月一日</p> <p>五 介護保険事業所番号 三三七〇二〇三四六九</p>
--	--	---------------------------	---	---	---

- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称  
医療法人 豊医会
  - (2) 所在地  
岡山県英田郡美作町豊国原三六三二一
- 四 指定年月日  
平成十六年三月一日
- 五 介護保険事業所番号  
三三七七〇〇四二二
- 六 サービスの種類  
通所介護

- 一 区分  
指定居宅サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
グループホームやすらぎ東古松
  - (2) 所在地  
岡山市東古松南町四一三五
- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称  
有限会社和
  - (2) 所在地  
岡山市東古松南町四一三五
- 四 指定年月日  
平成十六年三月一日
- 五 介護保険事業所番号  
三三七〇一〇五九二〇
- 六 サービスの種類  
痴呆対応型共同生活介護

- 一 区分  
指定居宅サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
グループホーム古都の森
  - (2) 所在地  
岡山市古都南方二八二〇一

- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称  
医療法人未来
  - (2) 所在地  
岡山市古都南方二八一五一
- 四 指定年月日  
平成十六年三月一日
- 五 介護保険事業所番号  
三三七〇一〇五九三八
- 六 サービスの種類  
痴呆対応型共同生活介護

- 一 区分  
指定居宅サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
グループホームあずみ
  - (2) 所在地  
岡山市益野町六七六一
- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称  
有限会社あずみ
  - (2) 所在地  
岡山市学南町二一一四
- 四 指定年月日  
平成十六年三月一日
- 五 介護保険事業所番号  
三三七〇一〇五九四六
- 六 サービスの種類  
痴呆対応型共同生活介護

- 一 区分  
指定居宅サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
グループホームいやしの家備前
  - (2) 所在地  
備前市伊部三三三一一
- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称  
有限会社メデイクアメント
  - (2) 所在地  
岡山市上中野二一七―三
  - 四 指定年月日  
平成十六年三月一日
  - 五 介護保険事業所番号  
三三七一一〇〇三七五
  - 六 サービスの種類  
痴呆対応型共同生活介護
- 
- 一 区分  
指定居宅サービス事業者
  - 二 事業所の名称及び所在地  
(1) 名称  
グループホームもみじの里  
(2) 所在地  
和気郡和気町日笠下六三一
  - 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称  
社会福祉法人閑谷福祉会  
(2) 所在地  
和気郡和気町日笠下一六一三一五
  - 四 指定年月日  
平成十六年三月一日
  - 五 介護保険事業所番号  
三三七二二〇〇五八六
  - 六 サービスの種類  
痴呆対応型共同生活介護
- 
- 一 区分  
指定居宅サービス事業者
  - 二 事業所の名称及び所在地  
(1) 名称  
いちごハウス早島  
(2) 所在地  
都窪郡早島町早島二九五―四
  - 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称

- (2) 所在地  
有限会社いちごハウス  
倉敷市早高二一三
  - 四 指定年月日  
平成十六年三月一日
  - 五 介護保険事業所番号  
三三七二六〇〇二〇九
  - 六 サービスの種類  
痴呆対応型共同生活介護
- 
- 一 区分  
指定居宅サービス事業者
  - 二 事業所の名称及び所在地  
(1) 名称  
グループホーム愛の郷笠岡  
(2) 所在地  
笠岡市生江浜五八五―一
  - 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称  
特定非営利活動法人エルダーサポート協会  
(2) 所在地  
福山市千田町薮路九二四―二
  - 四 指定年月日  
平成十六年三月一日
  - 五 介護保険事業所番号  
三三七〇五〇〇四九二
  - 六 サービスの種類  
痴呆対応型共同生活介護
- 
- 一 区分  
指定居宅サービス事業者
  - 二 事業所の名称及び所在地  
(1) 名称  
グループホーム日だまりハウス  
(2) 所在地  
久米郡久米町桑下一三一―一
  - 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称  
有限会社翔和

(2) 所在地

久米郡久米町桑下一三三三

四 指定年月日

平成十六年三月一日

五 介護保険事業所番号

三三三三八〇〇三六〇

六 サービスの種類

痴呆対応型共同生活介護

●岡山県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により協議のあった土地改良事業計画の変更について、同条第五項において読み替えて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり同意した。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石井正弘

一 土地改良事業を行う者の名称

岡山市

二 地区名及び工種

妹尾川上流 農業用排水施設

三 同意年月日

平成十六年三月九日

●岡山県告示第百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく土地改良事業の施行に伴い、次の表の上欄に掲げる土地に係る字の区域・名称を同表下欄のように変更する旨勝央町長から届出があった。

この処分は、平成十六年三月二十四日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石井正弘

上	勝央町黒坂三五八番一 及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	勝央町黒坂字竹ノ下	下	勝央町黒坂字脇ノ田
---	--	-----------	---	-----------

及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

八七八番三

勝央町福吉

七〇番五

勝央町福吉

七〇番五

勝央町福吉

七三番一

勝央町福吉

七五番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉

七六番一

勝央町福吉字嫁逃シ

勝央町福吉字若王寺

勝央町福吉字松ヶ鼻

勝央町福吉字山ノ端

勝央町福吉字荒神谷

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

勝央町福吉

●岡山県告示第百六十三号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく土地改良事業の施行に伴い、次の表の上欄に掲げる土地に係る字の区域・名称を同表下欄のように変更する旨御津町長から届出があった。  
この処分は、平成十六年三月二十四日からその効力を生ずるものとする。  
平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石井正弘





<p>御津町大字中牧          六六六六六六五五五五          九八八八八七七四四四三          〇九八七六〇九八二一〇九          番番番番番番番番番番          のののののののののの          のののののののののの          部部部部部部部部部部</p>	<p>及びこれら地区の全域に隣接する道路、水路          〇四四四四四〇〇〇〇〇九          一九八七七六六五四二一〇四          三三二一九八七六九七六四          三二一〇七六五四一八          部部部部部部部部部部部          部部部部部部部部部部部          部部部部部部部部部部部</p>	<p>御津町大字中牧          先水路である国有地の一部、一六九八番一の地</p>
<p>御津町大字中牧字諸方河知</p>		<p>御津町大字中牧字古野</p>

<p>御津町大字中牧          〇〇〇九八八八五五          三三二七六六六三三          五五六九五四三九八          番番番番番番番番番番          二一一ののののの          のののののののののの          部部部部部部部部部部</p>	<p>及びこれら地区の全域に隣接する道路、水路          〇〇九八八八八八八八八八          六六四八八七七六六六六六          三三〇九八〇九八六五四三          番番番番番番番番番番          のののののののののの          のののののののののの          部部部部部部部部部部</p>	<p>先水路である国有地の一部、一六九八番一の地          〇九八八八八八八八八八八八          〇九九九九八八七七七六六六          五五四四四九九九          〇九九三三一一〇九八七九          四三二九二九九八八二一          一〇九八七九四三二九二九九          八八二一          番番番番番番番番番番番          ののののののののののの          ののののののののののの          部部部部部部部部部部部          部部部部部部部部部部部</p>
<p>御津町大字中牧字前田</p>	<p>御津町大字中牧字南</p>	

〇三六番一	〇三六番二	〇三七番一	〇三七番二	〇三八番一	〇三八番二	〇三九番一	〇三九番二	〇四〇番一	〇四〇番二	〇四〇番三	〇四〇番四	〇四〇番五	〇四〇番六	〇四〇番七	〇四〇番八	〇四〇番九	〇四〇番十	〇四〇番十一	〇四〇番十二	〇四〇番十三	〇四〇番十四	〇四〇番十五	〇四〇番十六	〇四〇番十七	〇四〇番十八	〇四〇番十九	〇四〇番二十	〇四〇番二十一	〇四〇番二十二	〇四〇番二十三	〇四〇番二十四	〇四〇番二十五	〇四〇番二十六	〇四〇番二十七	〇四〇番二十八	〇四〇番二十九	〇四〇番三十	〇四〇番三十一	〇四〇番三十二	〇四〇番三十三	〇四〇番三十四	〇四〇番三十五	〇四〇番三十六	〇四〇番三十七	〇四〇番三十八	〇四〇番三十九	〇四〇番四十	〇四〇番四十一	〇四〇番四十二	〇四〇番四十三	〇四〇番四十四	〇四〇番四十五	〇四〇番四十六	〇四〇番四十七	〇四〇番四十八	〇四〇番四十九	〇四〇番五十	〇四〇番五十一	〇四〇番五十二	〇四〇番五十三	〇四〇番五十四	〇四〇番五十五	〇四〇番五十六	〇四〇番五十七	〇四〇番五十八	〇四〇番五十九	〇四〇番六十	〇四〇番六十一	〇四〇番六十二	〇四〇番六十三	〇四〇番六十四	〇四〇番六十五	〇四〇番六十六	〇四〇番六十七	〇四〇番六十八	〇四〇番六十九	〇四〇番七十	〇四〇番七十一	〇四〇番七十二	〇四〇番七十三	〇四〇番七十四	〇四〇番七十五	〇四〇番七十六	〇四〇番七十七	〇四〇番七十八	〇四〇番七十九	〇四〇番八十	〇四〇番八十一	〇四〇番八十二	〇四〇番八十三	〇四〇番八十四	〇四〇番八十五	〇四〇番八十六	〇四〇番八十七	〇四〇番八十八	〇四〇番八十九	〇四〇番九十	〇四〇番九十一	〇四〇番九十二	〇四〇番九十三	〇四〇番九十四	〇四〇番九十五	〇四〇番九十六	〇四〇番九十七	〇四〇番九十八	〇四〇番九十九	〇四〇番百
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部、並びに二〇六二番一に隣接する道路である国有地の全部、一五三六番の一部に隣接する水路である国有地の全部

●岡山県告示第百六十四号

岡山県希少野生動物植物保護条例（平成十五年岡山県条例第六十四号）第七条第一項の規定により岡山県希少野生動物植物保護基本方針を次のとおり定めた。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石井正弘

第一 希少野生動物植物の保護に関する基本構想

岡山県は豊かで多様な自然環境に恵まれており、様々な生態系の働きの中で、多様な野生動物植物が生息・生育しています。

これら県内に生息・生育する野生動物植物は、生態系の基本的かつ重要な構成要素であるとともに、県民の豊かな生活を持続するため欠くことのできない基盤を形成しています。

しかし、近年、本県においても、様々な人間活動の影響を受けて多くの野生動物植物が絶滅の危機に瀕しており、その多様性を維持することが重要な課題となっています。

野生動物植物の生存を圧迫している要因には、過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大や外来種の影響等による生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）の減少、生息・生育環境の悪化などが挙げられます。

このような状況を踏まえ、県内の野生動物植物は、自然環境の重要な一部であるという認識を深く認識し、県民共有の財産として後世に継承していくため、次により、希少な野生動物植物の保護方針を推進することとします。

まず、科学的な知見に基づき、特に保護を図る必要があると認められる希少野生動物植物（以下「指定希少野生動物植物」という。）については、その生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）を原則として禁止します。さらに必要があるときは、指定希少野生動物植物の生息地等における行為を規制するなどの措置を講じます。

また、必要に応じて、その個体の生息・生育に適した条件を積極的に整備し、個体の維持・回復を図ることを検討します。

希少野生動物植物の保護は、こうした措置に加え、県民・事業者・NPO等の団体、行政が共通の理解のもとで、それぞれの役割を果たしながら、一緒になって考え、活動する協働（パートナーシップ）の取組が重要です。そのため、自然環境学習の推進、必要な情報提供及び普及啓発に努めるとともに、県民等と行政との協働が円滑に進められる体制づくりを推進します。

さらに、野生動物植物の保護及び生態系の保全に関する施策は、生物学的知見に立脚しつつ、適切に実施するため、これに必要な調査研究を推進します。

第二 指定希少野生動物植物の選定に関する基本的な事項

1 選定要件  
指定希少野生動物植物については、県内における生息・生育状況が、人為の影響によりその存続に支障を来す事情が生じていると推定されるもので、次のいずれかに該当するものを選定します。

ア 個体数が極めて少ないか、又は大幅に減少しつつあるもの  
イ 県内の主要な生息地等が消滅しつつあるもの  
ウ 県内の生息地等の生息・生育環境が明らかに悪化しつつあるもの  
エ 商品価値が高いことなどにより過度の捕獲・採取の対象になりやすいもの

2 選定に当たっての留意事項  
指定希少野生動物植物の選定に当たっては、次の事項に留意します。

ア 外来種及び本県にこくまれにしか渡来又は回避しない種は、選定しないこと。  
イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。  
ウ 県内において保護活動が行われ若しくは行われようとしている種又は商品価値が高く捕獲・採取の対象となりやすい種等規制の措置により効果的に保護対策が図られる種を優先的に選定するようにすること。

3 指定希少野生動物植物の選定に当たっては、適切な分布調査を行い、その種の生息・生育状況及び生息・生育のために必要な環境条件を把握します。

指定希少野生動物植物の保護推進指針  
指定希少野生動物植物の保護推進指針においては、その種の保護の目標及び保護の推進に関する方策のほかその種の保護推進を図る上で重要な事項を明らかにします。

保護の目標は、維持・回復すべき水準を、保護の推進に関する方策は、生息・生育状況等の把握、生息地等における生息・生育環境の維持・改善、普及啓発の推進

等に関する事項を定めることとします。

第三 指定希少野生動物の個体の取扱いに関する基本的な事項

1 捕獲等の禁止

指定希少野生動物の生きている個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)の捕獲等については、その種の保護の重要性にかんがみ、原則として禁止します。

2 捕獲等の許可

指定希少野生動物の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究、繁殖の目的、教育の目的等一定の目的によるものを除き原則として許可しません。

捕獲等した個体は、その捕獲等の目的に応じて適切に取り扱うものとし、必要に応じて許可を受けた者に対して報告を求め、個体の取扱い状況の把握に努めます。

第四 指定希少野生動物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

1 生息地等保護区の指定方針等

希少野生動物の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保障することです。このような見地から、指定希少野生動物の保護のためその生息・生育環境の保全を図る必要があるときは、生息地等保護区を指定し、環境改変行為を規制します。

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性、その生息・生育の環境の状況及び生息地等としての規模について総合的に検討し、優先的に指定すべき生息地等を選定します。

また、生息地等が広域的に分散しているものにあつては、主な分布域ごとに生息地等保護区を指定するよう努めます。

(2) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、指定希少野生動物の生息地等であつて、営巣地、水源、重要な採餌地など、その種のライフサイクルを通じて生存が確保されるために必須の地域を含んだ一体的に保護を図るべき区域とします。

区域の選定に当たつては、指定希少野生動物の分布の連続性、生態的な特性等について配慮します。

2 管理地区の指定方針

管理地区については、生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等その個体群の生息・生育にとって特に重要な区域を指定します。

また、指定希少野生動物の生息・生育上特に必要な食草等の野生動物植物については、その種を指定し、捕獲等を禁止して一体的に保護を図ります。

さらに、現に指定希少野生動物を捕食するなど生息・生育場所を圧迫し、若しくは交雑を進行させている等の動物植物を指定し、区域と期間を定めて、放逐、植栽等を禁止します。

3 生息地等保護区及び管理地区の保護指針

生息地等保護区及び管理地区の保護指針においては、指定希少野生動物の個体

群の生息・生育のために確保すべき環境条件とその維持のための管理の方針を明らかにします。

4 指定に当たつて留意すべき事項

生息地等保護区及び管理地区の指定に当たつては、農林水産業を営む者を始めとする住民の生活の安定と福祉の維持向上に配慮し、所有権者を含む地域の理解と協力が得られるよう適切に対処します。また、県土の保全その他の公益との調整を図ります。

第五 その他希少野生動物の保護に関する重要事項

1 県民等との協働

希少野生動物の現状やその保護の重要性に関する情報提供に努めるとともに、自然環境学習を積極的に推進し、県民等の関心と理解を深めていきます。

また、希少野生動物の生息・生育を脅かすおそれのある事業活動については、保護の重要性を十分説明し、その生息・生育環境の悪化の防止に努めるよう理解と協力を求めていきます。

さらに、指定希少野生動物等の保護のため、保護推進区を設けて必要な巡視等を県民等の協力を得て行うとともに、県民、事業者、NPO、市町村等が行う保護活動に対して、専門的な立場から必要な啓発、調査、助言等を行う希少野生動物保護専門員を派遣するなど積極的に支援していきます。

2 保護推進事業の進め方

保護推進事業は、県、市町村、NPO、県民等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たつては、対象となるものの生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、期間を定めて計画的に取り組むよう努めます。

3 調査研究の推進等

希少野生動物の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であり、動物の生息・生育の状況、生息地等の状況、分布・生態、保護推進手法その他施策の推進に必要な調査研究を継続的に進めます。

これらの調査研究で得た個別の生息地等の情報については、むやみに公表し乱獲等を誘引することのないよう、その管理に十分留意します。

●岡山県告示第百六十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石井正弘

一 プルセラ病検査

1 実施の目的

牛のプルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九條第二項第一号から第四号までに掲げる牛
- 4 実施の期日  
 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が別に定める日
- 5 検査の方法  
 省令別表第一ブルセラ病の項術式の欄1又は2に規定する検査の方法
- 二 結核病検査
  - 1 実施の目的  
 牛の結核病の発生を予防するため
  - 2 実施する区域  
 県下一円
  - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 省令第九條第二項第一号から第四号までに掲げる牛
  - 4 実施の期日  
 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
  - 5 検査の方法  
 省令別表第一結核病の項術式の欄1に規定する検査の方法
- 三 馬伝染性貧血検査
  - 1 実施の目的  
 馬伝染性貧血の発生を予防するため
  - 2 実施する区域  
 県下一円
  - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 省令第九條第二項第五号から第九号までに掲げる馬
  - 4 実施の期日  
 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
  - 5 検査の方法  
 省令別表第一馬伝染性貧血の項術式の欄1に規定する検査の方法
- 四 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病検査
  - 1 実施の目的  
 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病の発生を予防するため
  - 2 実施する区域  
 県下一円
  - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 4 実施の期日  
 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が別に定める日
  - 5 検査の方法  
 省令別表第一ブルセラ病の項術式の欄1又は2に規定する検査の方法
- 五 腐蛆病検査
    - 1 実施の目的  
 みつばちの腐蛆病の発生を予防するため
    - 2 実施する区域  
 県下一円
    - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 みつばちの全部
    - 4 実施の期日  
 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
    - 5 検査の方法  
 肉眼検査
  - 六 ヨーネ病検査
    - 1 実施の目的  
 牛のヨーネ病の発生を予防するため
    - 2 実施する区域  
 県下一円
    - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 省令第九條第二項第一号から第三号までに掲げる牛、平成十三年四月一日以降に輸入した牛（検査後一年以内のものを除く。）、平成十四年四月一日以降に発生都道府県から導入した搾乳に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛全頭及び管轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
    - 4 実施の期日  
 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
    - 5 検査の方法  
 省令別表第一ヨーネ病の項術式の欄1に規定する検査の方法
- 種鶏及び種鶏候補鶏（以下「種鶏等」という。）のうち、次のイからハまでに掲げるもの
- イ 自衛検査が未実施又は自衛検査報告が未報告である種鶏業者に係る種鶏等については、全羽数
- ロ イに掲げるもの以外の種鶏等については、全羽数のおおむね十パーセントに相当する羽数（最小百羽とする。）。ただし、家きんサルモネラ感染症検査に係る当該種鶏等の雄については、全羽数
- ハ ロに掲げる家きんサルモネラ感染症検査で陽性鶏が摘発されたときは、種鶏等の全羽数

七 伝達性海綿状脳症検査

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県下一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満二十四か月齢以上で死亡した牛の死体並びに月齢又は推定月齢が満十二か月齢以上で死亡し、又はとうたされためん羊、山羊及びひしか(と畜場においてと畜されためん羊及び山羊を除く。)

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一伝達性海綿状脳症の項術式の欄に規定する検査の方法

八 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病、ブルータング検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病、ブルータングの発生を予察するため

2 実施する区域

県下一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

管轄家畜保健衛生所長が発生予察上適当と認めた牛(未越夏牛)

4 実施の期日

原則として六月下旬、八月下旬、九月下旬及び十一月下旬

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査(中和試験)

九 流行性脳炎検査

1 実施の目的

流行性脳炎の発生を予察するため

2 実施する区域

県下一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

管轄家畜保健衛生所長が発生予察上適当と認めた豚

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

臨床検査、ウイルス分離及び血清学的検査

●岡山県告示第百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石井正弘

一 道路の種類 県道  
二 路線名 新見日南線

区	域	新旧別		幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
新見市足立字仮屋カ瀬四〇五〇番一	地先から			九・二	二五・〇
		新	三〇・〇		
新見市足立字大フケ三八二番一	地先を経て			九・二	二七・〇
		新	三〇・〇		
新見市足立字原田三八三番二	地先まで			四・八	一八・〇
		新	三〇・〇		
新見市足立字原田三八三番二	地先まで			四・八	一八・〇
		新	三〇・〇		
新見市足立字仮屋カ瀬四〇五〇番一	地先から			九・二	二七・〇
		新	三〇・〇		
新見市足立字原田三八三番二	地先まで			四・八	一八・〇
		新	三〇・〇		
新見市足立字原田三八三番二	地先まで			四・八	一八・〇
		新	三〇・〇		
新見市足立字原田三八三番二	地先まで			四・八	一八・〇
		新	三〇・〇		

二 道路の区域

一 道路の種類 県道

二 路線名 東岡山御津線

区	域	新旧別		幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
岡山市土田字岩下八〇五番四	地先から			二・〇	二四・〇
		新	三・五		
岡山市土田字前田八〇八番一	地先まで			二・〇	二四・〇
		新	三・〇		
岡山市土田字前田八〇八番一	地先まで			二・〇	二四・〇
		新	三・〇		

三 道路の区域

一 道路の種類 県道

二 路線名 倉敷笠岡線

三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市笠岡字馬飼越一五一四番一	地先から	新	10.0~ 11.0	424.0
笠岡市笠岡字小丸南平一五七八番二	地先を經て			
笠岡市笠岡字小丸南平一六〇五番一	地先まで	旧	10.0~ 11.0	424.0
笠岡市笠岡字馬飼越一五一四番一	地先から			
笠岡市笠岡字小丸南平一六〇五番一	地先まで	旧	10.0~ 11.0	424.0
笠岡市笠岡字馬飼越一五一四番一	地先から			
笠岡市笠岡字小丸南平一五七八番二	地先を經て	旧	10.0~ 11.0	424.0
笠岡市笠岡字小丸南平一六〇五番一	地先まで			
笠岡市笠岡字小丸南平一六〇五番一	地先まで	旧	10.0~ 11.0	424.0
笠岡市笠岡字馬飼越一五一四番一	地先から			

●岡山県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石井正弘

道路の種類	路線名	区	間	供用開始年月日
県道	東岡山御津線	岡山市土田字若下八〇五番四	地先から	平成十六年三月二十四日
県道	倉敷笠岡線	笠岡市笠岡字馬飼越一五一四番一	地先から	平成十六年三月二十三日
		笠岡市笠岡字小丸南平一五七八番二	地先を經て	
		笠岡市笠岡字小丸南平一六〇五番一	地先まで	

●岡山県告示第六十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五十条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石井正弘

その1  
1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

- 名称 フェニテックセミコンダクター株式会社
- 住所 井原市木之子町150番地
- 氏名 代表取締役社長 大塚 民一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 フェニテックセミコンダクター株式会社本社工場  
所在地 井原市木之子町150
- (3) 特定施設に関する事項

区分	新設	増設			
種別	66 電気めっき施設	1			
能力	シリコンウエハー500枚/日				
工事着手予定年月日	許可後直ちに				
工事完成予定年月日	工事着手後2週間後				
使用開始予定年月日	工事完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				
使用時において施設から排出される汚染物質及びその最大値並びに通常の値及び最大値の量					
区分	分	通	常	最	大
水量 (m <sup>3</sup> /日)			-		-
P H			9~12		9~12
BOD (mg/l)			5		7
COD (mg/l)			5		7
S S (mg/l)			0		2
油 分 (mg/l)			0		0

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の汚濁防止基準及び名称とする。  
2 排水は全量産業廃棄物処理業者が回収する。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更なし。
- (5) 排水口に関する事項  
変更なし。
- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期間 平成16年3月23日から平成16年4月13日まで

(2) 場所 岡山県生活環境部環境管理課及び井原市役所  
その2

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
 名称 大興産業株式会社  
 住所 井原市西江原町1858番地の3  
 氏名 代表取締役 猪原 實
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名称 大興産業株式会社  
 所在地 井原市西江原町1858-3
- (3) 特定施設に関する事項

区分	新設	5-1 洗浄施設	1基
能力	18,000本/日		
工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	平成16年4月末日		
使用開始予定年月日	平成16年5月1日		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	3~9月 連続8時間30分 10~2月 連続7時間30分		
使用時において当該特定施設から排出される汚染物質の通常の状態及び最大汚染物質の値並びに最大汚染物質及び通常汚染物質の量	区分	通常	最大
	水量 (m <sup>3</sup> /日)	31	62
	P H	6.8~7.3	
	BOD (mg/ℓ)	50	100
	COD (mg/ℓ)	50	100
	S S (mg/ℓ)	50	100
	油分 (mg/ℓ)	1	2
T-N (mg/ℓ)	0.5	1	
T-P (mg/ℓ)	0.5	1	

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号及び名称とする。  
 2 別表第1の号及び名称を1基廃止する。



(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区分	新		設		
種類	アサヒ式				
型式	除害排水処理施設				
構造	RCユニット型				
主要寸法	L10.4 × W6.0 × H3.9 (m)				
能力	100 m <sup>3</sup> /日				
処理の方式	担体流動曝気方式				
工事着手予定年月日	許可後直ちに				
工事完成予定年月日	平成16年4月末日				
使用開始予定年月日	平成16年5月1日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				
使用時における処理前後の汚水等の性状及び通常の最大値と、 当該施設による処理前後の汚水等の性状及び通常の最大値との差 及び通常の最大値	区分	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水量 (m <sup>3</sup> /日)	45	98	45	98
	PH	3~11		5.8~8.6	
	BOD (mg/ℓ)	600	1,000	300	600
	COD (mg/ℓ)	350	500	200	500
	SS (mg/ℓ)	200	350	100	350
油分 (mg/ℓ)	9	10	5	10	
T-N (mg/ℓ)	10	15	5	15	
T-P (mg/ℓ)	1	2	0.5	2	

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No.1				No.2				No.3			
	変更前	最大	変更後	最大	変更前	最大	変更後	最大	変更前	最大	変更後	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	189	207	159	162	16	19	134	138	134	138	138	
P H	5.8~8.6				7				5.8~8.6			
BOD (mg/ℓ)	6	20	3	5	10	20	3	5	5	10	10	
COD (mg/ℓ)	15	25	5	10	10	20	5	5	5	10	10	
S S (mg/ℓ)	13	15	5	10	10	20	5	5	5	10	10	
油 分 (mg/ℓ)	2	3	0.5	1	3	5	0.5	1	0.5	1	1	
T-N (mg/ℓ)	1	2	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	1	
T-P (mg/ℓ)	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	1	

2 観覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成16年3月23日から平成16年4月13日まで
- (2) 場 所 岡山県生活環境部環境管理課及び井原市役所



(二六三) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があった。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 土地改良区の名称

建部町土地改良区

二 退任役員

退任役員 氏名

木村 博正

住 所

御津郡建部町下神目一四三二六

理事監事の別

(二六四) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

事業主体	地区名	工 種	完了年月日
"	茶屋38号	"	"
西大寺土地改良区	池ノ奥上池	ため池改修	一四・六・二一
"	雨ヶ谷池	"	八・三・一
"	口ノ池	"	一一・八
"	横瀬	かんがい排水	一六・二・二四

(二六五) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出者 勝央町長

二 地区名 福吉地区

三 換地処分年月日 平成十六年三月十六日

(二六六) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成十六年三月二十三日

一 地区名 御津・建部地区 中畑工区  
岡山県知事 石 井 正 弘

二 換地処分年月日 平成十六年三月十二日

一 地区名 御津・建部地区 十谷工区  
二 換地処分年月日 平成十六年三月十二日

(二七) 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項の規定により定められた岡山県土地利用基本計画の一部を次のとおり変更した。  
平成十六年三月二十三日

一 変更計画 岡山県知事 石井正弘

岡山県土地利用基本計画第二十五回変更計画のとおり(岡山県土地利用基本計画第二十五回変更計画の添付は、省略し、岡山県企画振興部地域振興課、県政情報室及び各地方振興局並びに関係市町村役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。)  
二 変更の概要

単位 ヘクター

整理番号	市町村	変更地域名	変更部分の面積	
			拡大	縮小
一一一	岡山市	岡山森林地域		五
一一二	岡山市	岡山森林地域		六
一一三	岡山市	岡山森林地域		四
一一四	岡山市	岡山森林地域	二	
一一五	岡山市	岡山森林地域		四
一一六	岡山市	岡山森林地域		三
二	新見市	新見森林地域		六
三	新庄村	新庄森林地域	三〇	
四一	岡山市	岡山森林地域		七
四二	岡山市	岡山森林地域		二二
四三	岡山市	岡山森林地域		六六
五	灘崎町	灘崎森林地域		九
六	総社市	総社森林地域		二四
七	清音村	清音森林地域		七
八	笠岡市	笠岡森林地域		七

(二八) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。  
平成十六年三月二十三日

一 届出事項の概要 岡山県知事 石井正弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ファンシータウン  
所在地 岡山市駅元町一番街地下五号  
届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社岡山ステーションセンター  
住所 岡山市駅元町一番一〇一号  
代表者の氏名 代表取締役社長 高橋 司

3 変更事項 (変更前)  
大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社ワールドストアオペレーション他十社  
(変更後)  
大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社ワールドストアオペレーション他十一社(株式会社ポイントを追加するものである。)

4 変更年月日  
平成十六年二月十四日

二 届出年月日  
平成十六年三月十五日

三 縦覧の期間及び場所  
1 縦覧の期間  
平成十六年三月二十三日から平成十六年七月二十三日まで  
2 縦覧の場所  
岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 天満屋ハピータウン原尾島店  
所在地 岡山市原尾島一丁目五二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 海成株式会社

住所 岡山市錦町一番二七号

代表者の氏名 代表取締役 千原 崇敬

3 変更事項

(変更前)

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社天満屋ストア

代表取締役社長 田口 克之

(変更後)

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社天満屋ストア

代表取締役社長 高原 弘志

4 変更年月日

平成十六年三月一日

二 届出年月日

平成十六年三月十六日

三 縦覧の期間及び場所

平成十六年三月二十三日から平成十六年七月二十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市

役所

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピータウン岡北店

所在地 岡山市中井町二丁目一五七三番地の一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 高原 弘志

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 代表取締役社長 田口 克之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社天満屋ストア

ア 代表取締役社長 田口 克之

(変更後)

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 代表取締役社長 高原 弘志

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社天満屋ストア

ア 代表取締役社長 高原 弘志

4 変更年月日

平成十六年三月一日

二 届出年月日

平成十六年三月十六日

三 縦覧の期間及び場所

平成十六年三月二十三日から平成十六年七月二十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市

役所

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハピーズ泉田店

所在地 岡山市泉田二八一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 高原 弘志

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 代表取締役社長 田口 克之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社天満屋ストア

ア 代表取締役社長 田口 克之

(変更後)

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 代表取締役社長 高原 弘志

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社天満屋ストア

ア 代表取締役社長 高原 弘志

4 変更年月日

平成十六年三月一日

二 届出年月日

平成十六年三月十六日

三 縦覧の期間及び場所

平成十六年三月二十三日から平成十六年七月二十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市

役所

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハピーズ卸センター店

所在地 岡山市問屋町二番一〇一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハピーマート

住所 岡山市岡町一三番二六号

代表者の氏名 代表取締役社長 土屋 信明

3 変更事項

(変更前)

大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社天満屋ハピーマート

(変更後)

大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社ハピーマート

4 変更年月日

平成十六年三月一日

二 届出年月日

平成十六年三月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十六年三月二十三日から平成十六年七月二十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所

(二八) 平成十五年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 特級

機械加工

柴田 克己 稲村 正和 山本 義昭 光井 雅夫 武政 潤

岡本 訓明 奥山 博光 川口 篤志 山本 太

仕上げ

保田 昇

機械検査

岡上 博之 赤木 富子

機械保全

池内 恭 上村 節也 石坂 幸司

電気機器組立て

片山 新太郎 半導体製品製造

小田 由和 藤田 浩 婦人子供服製造

吉村 美保

プラスチック成形

小林 孝明

二 一級

さく井

(ロータリー式さく井工事作業)

宮本 雅好 池上聖太郎

金型製作

(プレス金型製作作業)

石原 祐三 西本 幸正

機械保全

(機械系保全作業)

伊藤 貞典 片山 晃 伊藤 貞典 片山 晃

福田 穰司 中嶋 勇 福田 穰司 中嶋 勇

阪本 光一 中嶋 成秀 阪本 光一 中嶋 成秀

井原 良雄 石塚 静夫 井原 良雄 石塚 静夫

黒岡 正生 小田 剛 黒岡 正生 小田 剛

山上 有英 安井 卓也 山上 有英 安井 卓也

渡辺 博 東 秀樹 渡辺 博 東 秀樹

大森 教弘 寺山 浩義 大森 教弘 寺山 浩義

道広 喜市 津本 信彦 道広 喜市 津本 信彦

青砥 圭士郎 高橋 勝彦 青砥 圭士郎 高橋 勝彦

澤野 守 板谷 宣宏 澤野 守 板谷 宣宏

田原 大蔵 浅原 知昇 田原 大蔵 浅原 知昇

高畑 宜明 藤井 栄次 高畑 宜明 藤井 栄次

滝本 守 中島 圭介 滝本 守 中島 圭介

尾嶋 晃至 福田 清美 尾嶋 晃至 福田 清美

藤山 明文 倉山 伸也 藤山 明文 倉山 伸也

松沼 巧 丸尾 知弘 松沼 巧 丸尾 知弘

中原 純一 池原 豊 中原 純一 池原 豊

(電気系保全作業)

難波 隆一 小林 正明 難波 隆一 小林 正明

窪木 和彦 田中 公治 窪木 和彦 田中 公治

(設備診断作業)

手塚 保志 赤坂 昌孝 手塚 保志 赤坂 昌孝

弁崎 敬一 弁崎 敬一

大橋 研 大橋 研

清野 由隆 清野 由隆

田中 太郎 田中 太郎

藤田 祐一 藤田 祐一

津田 薫明 津田 薫明

荒木 和幸 荒木 和幸

栗原 晃 栗原 晃

福島 健治 福島 健治

安永 修一 安永 修一

塩田 博志 塩田 博志

松尾 隆 松尾 隆

塚原 幹雄 塚原 幹雄

前川 敬介 前川 敬介

赤沢 敏弘 赤沢 敏弘

種田 浩 種田 浩

博田 和宏 博田 和宏

服部 一顕 服部 一顕

山口 和昌 山口 和昌

藤田 浩之 藤田 浩之

山島 広樹 山島 広樹

高本 正己 高本 正己

大道寺 修 大道寺 修

石井 靖浩 石井 靖浩

佐藤 潔 佐藤 潔

清田 勝 清田 勝

内田 昇 内田 昇

瀧本 賢一 瀧本 賢一

黒瀬 泰行 黒瀬 泰行

須藤 隆義 須藤 隆義

有元 英樹 有元 英樹

岩崎 信英 岩崎 信英

大森 雅洋 大森 雅洋

梶 智洋 梶 智洋

難波 秀介 難波 秀介

野津 智一 野津 智一

高橋 祐治 高橋 祐治

出射 強 出射 強

赤沢 敏弘 赤沢 敏弘

種田 浩 種田 浩

佐藤 利文 佐藤 利文

荒金 規夫 荒金 規夫

林 晃弘 林 晃弘

北井 洋一 北井 洋一

馬場 靖之 馬場 靖之

藤原 弘志 藤原 弘志

岸田 好彦 岸田 好彦

北川 裕二 北川 裕二

榎 昭博 榎 昭博

池上 英生 池上 英生

安藤 彰 安藤 彰

楠戸 鉄造 楠戸 鉄造

三浦 壮 三浦 壮

小野紳一郎 小野紳一郎

小山 昌嘉 小山 昌嘉

重見 義広 重見 義広

中村 和也 中村 和也

服部 一顕 服部 一顕

山口 和昌 山口 和昌

藤田 浩之 藤田 浩之

山島 広樹 山島 広樹

高本 正己 高本 正己

大道寺 修 大道寺 修

石井 靖浩 石井 靖浩

佐藤 潔 佐藤 潔

清田 勝 清田 勝

内田 昇 内田 昇

瀧本 賢一 瀧本 賢一

黒瀬 泰行 黒瀬 泰行

須藤 隆義 須藤 隆義

有元 英樹 有元 英樹

岩崎 信英 岩崎 信英

大森 雅洋 大森 雅洋

梶 智洋 梶 智洋

難波 秀介 難波 秀介

野津 智一 野津 智一

高橋 祐治 高橋 祐治

出射 強 出射 強

赤沢 敏弘 赤沢 敏弘

種田 浩 種田 浩

力石 富蔵 猪木 壽雄 近藤 昌一

半導体製品製造 (集積回路チップ製造作業)

藤代 直樹 竹谷 博昭 中村 教之 高見 基生 高畑 直樹

石原 明 水野 恒道 大饗 利秀

(集積回路組立て作業)

中田 勝久 安原 眞二 佐藤 天 寺門 英樹 坂本 隆治

高橋 弘樹 瀬尾 寿男 岡山 満洋 三宅 宗輝 矢野 浩

三宅 靖信 植松 正晴 杉本 清一 松村 哲嗣 中桐 規雄

宮崎 洋志 川崎 講平 川上 貞則 西岡 克治 植田 薫

川淵 忠敬 片邊 喜也 笹井 幸嗣 田辺 千明 藤川 朋宏

延本 芳弘 岡田 利基

自動販売機調整 (自動販売機調整作業)

小見山 剛 山下 憲治

空気圧装置組立て (空気圧装置組立て作業)

荒谷 晃

油圧装置調整 (油圧装置調整作業)

板野 智

農業機械整備 (農業機械整備作業)

友弘 和明 坂根 安典 戸川 保治 宇高 晴郎 東 義昭

石原 保 北本 雅哉 浜田 昌晃 松田 伯夫

冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)

元信 学 藤田 博士

婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)

井手佐代子 坂口美佐子 今井 英樹 井上 笛美

和裁 (和服製作作業)

児子 順子

菓子製造 (洋菓子製造作業)

井上 孝

酒造 (清酒製造作業)

秋山 洋祐

建築大工 (大工工事作業)

文屋 高志 福田 昭雄 貝原 正敏 伊加 洋

かわらぶき (かわらぶき作業)

山下 友泰 吉村 博伸 鈴木 貴志 中山 俊一 藤井 輝満

滝口 悟 押目 康治 富山 真治 蜂谷 和弘 川上 剛

皆木 祐紀 加藤 英明 都井 将文 廣兼 篤 小野村正志

配管 (建築配管作業)

和田 憲俊 中村 康人 石田 計一 近藤 昇 片岡 義隆

太田 晋輔 金子 台 赤木 工司 平井 浩二郎 樋口 昌嗣

大平 正裕 谷澤 隆二 平田 悟

(プラント配管作業)

本田 博己

厨房設備施工 (厨房設備施工作業)

平井 美充 澄川 浩二

型枠施工 (型枠工事作業)

三苫 義和 倉本 涼二 山本 博司 戸川 慈庸 森 誠

河野 敬一 水河 康弘 広兼 剛 黒澤 康樹 大西 政彦

藤井 隆 中島 鉄男 森下 隆弘 高木 修 石川 次雄

河原 勝広

鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)

池元伸太郎 雲岡 慎央 大下 英明 大森 淳司 賀嶋 和弘

猪木 秀晃 細田 昌尚 水杉 博 林 哲也 長谷川実成

岡本 好正 荒砂 忠善 楠木 順 延江 成人 紀村 栄次

コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)

寺崎 雅広 徳田 正人 難波 徹一

防水施工 (アスファルト防水工事作業)

松本 明 村松 浩 今石 秋夫

(合成ゴムシート防水工事作業)

福武 弘

(塩化ビニルシート防水工事作業)

秋山 剛

(改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業)

加内 正治

内装仕上げ施工

(ボート仕上げ工事業)

猪原 啓介

カーテンウォール施工

(金属製カーテンウォール工事業)

湯本 幸広

自動ドア施工

(自動ドア工事業)

西川 一郎

上森 健一

ガラス施工

(ガラス工事業)

常藤 哲生

西出 隆紀

金属材料試験

(機械試験作業)

岩浅 徳弘

(組織試験作業)

酒井 靖雄

前田 博康

塗装

(鋼橋塗装作業)

竹川 尊久

竹村 英男

藤原 俊雄

三 単一等級

樹脂接着剤注入施工

(樹脂接着剤注入工事業)

赤座 勝彦

バルコニー施工

(金属製バルコニー工事業)

吉沢 功治

四 二級

金型製作

(プレス金型製作作業)

堀口 悠

橋爪 謙心

石本 勉臣

小田 靖秀

工場板金

(数値制御タレットパンチプレス板金作業)

浮田 豊

機械検査

(機械検査作業)

樋口 優

機械保全

(機械系保全作業)

田中 正幸

中山 近司

新名 文博

小田 力

霜田 尚弘

藤本 忠次

森若 時彦

三浦 桂一

皆見 岳

井上 誠一

武田 弘幸

奥島 基

梶田 正樹

川上 卓史

渡辺 健二

角南 勝雅

平松 隆伸

佐桑 秀典

木庭 晴彦

吉本 哲也

白井 良和

江草 隆晃

池畑 実

西 孝

木原 英作

矢野 理一郎

藤原 祥市

(電気系保全作業)

谷口 周平

岸本 隆志

濱田 三宅

繕浩 和美

岡野 桐川

成光 清

河原 昭二

内田 恭義

宮本 信久

紅谷 康文

西川 昌孝

川田 雅弘

竹内 邦彦

中川 賢

板谷 秀樹

三谷原 篤

齋藤 雅俊

尾崎 裕

北川 浩二

平田 英宏

榎野 義行

田中 貴之

高旗 敏行

赤澤 正人

神保 和道

井上 靖裕

大矢 新治

柳原 正照

中塚 好文

黒川 好文

深田 裕之

宇高 保

黒石 正則

平松 高広

石川 幸雄

斎藤 徹

竹島 博志

山河 旭

内藤 博之

高久 竜也

片山 浩司

伊藤 大助

井上 伸二

渡辺 久倫

杉崎 孝次

村上 元晴

松下 聡

原田 浩二

北野 敦夫

森 義雄

服部 剛

佐藤 弘之

中村 直彦

清水 孝二

岡野 国和

岡本 敦男

山上 正紀

後藤 聡志

山本 良

石原 周治

松井 裕

今里 良行

福谷 正憲

高旗 敏行

岩指 聡志

林 保幸

柳原 正照

中塚 好文

黒川 好文

深田 裕之

宇高 保

黒石 正則

平松 高広

石川 幸雄

斎藤 徹

竹島 博志

山河 旭

内藤 博之

高久 竜也

片山 浩司

伊藤 大助

井上 伸二

渡辺 久倫

杉崎 孝次

村上 元晴

松下 聡

原田 浩二

北野 敦夫

森末 政和

安達 孝昌

安達 孝昌

齋藤 友宏 木口 敏夫 別所 宏明 小谷 憲史 山本 一徳  
 景山 大輔 小笠原謙二 川上 明男  
 (設備診断作業)  
 原田 宜貢 小橋 達也 大森 清志 中川 純一  
 半導体製品製造  
 (集積回路チップ製造作業)  
 宇田千詠子 田辺 智浩 小林 靖司 中島 大輔 岩田 淳  
 高山 裕二 長岡 哲也  
 (集積回路組立て作業)  
 西村 敬太 木畑 眞一 酒井 厚 片山 昇 北山 知宏  
 片山 学 末藤 祐一 原田 博文 加藤 貴裕 岡田 隆徳  
 大上 洋一 野里 龍令 頓宮 恒雄 松尾 一代 澤根 博  
 自動販売機調整  
 (自動販売機調整作業)  
 笠野 義貴 峰重 誠 柴田 耕造 大倉 堅  
 空気圧装置組立て  
 (空気圧装置組立て作業)  
 三宅 秀典 網廣 和則 足羽 宗 青山 憲明 久本 浩一  
 農業機械整備  
 (農業機械整備作業)  
 奥谷 寿幸 浦田 貴之 松本 拓也 加藤 清治 友成 信義  
 森永 浩平 常藤 重男 大久保昌和 青山 雅仁 藤田 裕  
 佐々木祐嗣 河野進一郎 高原 利一 岸田 和久 奥田 和之  
 藤原 明 上村 祐一 石原 大輔  
 冷凍空気調和機器施工  
 (冷凍空気調和機器施工作業)  
 橋本 和也 栗井 謙 下田 一夫  
 婦人子供服製造  
 (婦人子供既製服縫製作業)  
 大前 たか子 恩藤 大揮 平田 愛  
 和裁  
 (和服製作作業)  
 福島 五月 浦上 響子 葛原ゆかり 柚木 香苗  
 パン製造  
 (パン製造作業)  
 高原 龍治 片岡 智昭  
 菓子製造  
 (洋菓子製造作業)  
 田添 正治

酒造  
 (清酒製造作業)  
 松本 正昭  
 かわらぶき  
 (かわらぶき作業)  
 中山 武彦 藤川 涼 今川 幸雄 奥本 泰正 武下 真宏  
 大前 基人 綱島 大樹  
 配管  
 (建築配管作業)  
 波多野 亮 川田 康徳 森 忍 戸井 貴博 衣笠 誉  
 田中 芳和 大畑 守 三木 豊史 福井 淳夫 上野 明彦  
 平田 宜也 中尾 恭大 原田 喜彦 大内 善勝 和田 寛之  
 細川 浩照 福田 雅也 伯川 雅之  
 厨房設備施工  
 (厨房設備施工作業)  
 横田 晋一  
 型枠施工  
 (型枠工事作業)  
 板野 尊生 田中 元  
 鉄筋施工  
 (鉄筋組立て作業)  
 吉村 圭介 呉藤 順生 竹光 勇人 山内 龍治 今井 禎  
 井ノ上龍二 大田 幹晴 大西 昭五 下吉 淳司 曾根 浩一  
 コンクリート圧送施工  
 (コンクリート圧送工事作業)  
 赤迫 剛 砥園 篤志 内藤 武樹 倉本 忍 石田賢太郎  
 自動ドア施工  
 (自動ドア施工作業)  
 渡岡 裕二 高島 実  
 ガラス施工  
 (ガラス工事作業)  
 高橋 秀幸 村上 正悟 宮武 昌紀 藤岡 養仁 野上 晃利  
 機械・プラント製図  
 (機械製図手書き作業)  
 津々 定光 花房 昌弘 安本 逸人  
 (機械製図CAD作業)  
 渡部 卓 田中 朝子 高尾 史人 牧 憲治  
 電気製図  
 (配電盤・制御盤製図作業)



大森 実 大村 昌稚 大倉 基身 吉次 由哲 中川 博文

金属材料試験  
(組織試験作業)

大角 有史

塗装

(鋼橋塗装作業)

津嶋 利昭 花本 裕 信長 和樹 蜂谷 勇 南 洋介

藤野 和俊

五 三級

配管

(建築配管作業)

森脇 淳

企業局

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県管電事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月二十三日

岡山県公営企業管理者 龍 門 功

岡山県管電事業保安規程の一部を改正する規程

岡山県管電事業保安規程(昭和六十二年岡山県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「別表第三」を「局長が別」に改め、同条第二項を削る。

第十三条第一項中「課長等」を「主任技術者及び課長等」に改める。

別表第三を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会

◎岡山県公安委員会告示第三十一号

昭和五十九年岡山県公安委員会告示第四十八号(拡声機等による暴騒音規制条例に基づく地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月二十三日

岡山県公安委員会

「岡山県警察本部生活安全部生活保安課」を「岡山県警察本部生活安全部生活環境課」に改める。